

(趣旨)

第1条 高知市公設水産地方卸売市場業務条例（平成26年条例第36号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による仲卸しの業務の承認については、条例及び高知市公設水産地方卸売市場業務条例施行規則（平成26年規則第30号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱によって行うものとする。

(承認対象)

第2条 仲卸しの業務の承認の対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 申請者が個人である場合

高知市内に居住するもので、高知市公設水産地方卸売市場において仲卸しの業務に専念できる者。かつ、高知市内において、条例第3条に規定する取扱品目の販売又は加工等を本来の業務としている者。

(2) 申請者が法人である場合

会社の所在地が高知市内にあり、代表者及び業務を執行する役員は高知市公設水産地方卸売市場において仲卸しの業務に専念できる者。かつ、高知市内において、条例第3条に規定する取扱品目の販売又は加工等を本来の業務としている者。

(資格要件)

第3条 卸売の相手方として仲卸しの業務を行う者の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 資本金又は開業資金

ア 申請者が個人である場合

開業資金が300万円以上

イ 申請者が法人である場合

資本金が300万円以上

(2) 取扱金額

規則第15条の規定により提出した事業計画書において、当該物品の年間取扱金額が次の金額を達成できるものであること。

ア 鮮魚部門

概ね1億円以上

イ 塩干魚部門

概ね5,000万円以上

(3) 経験年数（申請者が法人である場合は、代表者及び業務を執行する役員について適用する。）

当該取扱品目の部に属する物品の取引業務について3年以上の経験を有し、現に業務に従事している者。かつ、高知市内で当該取扱品目の部に属する物品の卸売又は販売の事業者として3年以上の経営経験を有し、現に経営を行っている者その他これに準ずると市長が認める者。

(4) 資力信用

ア 直近の事業年度の決算において、経常損失が生じていないこと。

イ 直近の事業年度の決算において貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額（純資産額）が300万円以上であること。

ウ 高知市公設水産地方卸売市場における取引業務において、共同決済機関との間に代払契約を締結しうる資力信用があること。

エ 市税等を完納していること。

オ 市場の公共性を認識し、市場に関する法令を遵守する者であること。

(申請手続)

第4条 仲卸しの業務の承認を受けようとする者は、規則第15条の規定による承認申請書及び添付書類によって申請しなければならない。

2 前項の書類が完備されていない申請については、これを受理しないものとする。

(承認の可否の決定)

第5条 市長は前条の申請があった場合は、承認申請書を受理した日から起算して2月以内に承認の可否について決定し、当該申請者に通知を行うものとする。

(審査方法)

第6条 市長は、仲卸しの業務の承認をするにあたっては、書面審査及び実態調査を行い、高知市公設水産地方卸売市場運営委員会の意見を聴くものとする。

(実態調査)

第7条 市長は、仲卸しの業務を行う者の業務に関して適切な措置をとるために、必要に応じて実態調査を行うものとする。

(整備勧告及び承認の取消等)

第8条 市長は、前条の実態調査によって次の各号の一に該当するときは、業務の整備を行う旨の勧告を行う。

(1) 主たる生計を他の方法に依存しているため、店舗経営等の業務に熱意がなく、その他経営状況の変化による卸売業者の卸売の相手方となることの必要がないとき、若しくは必要が少ないと認められるとき。

(2) 卸売業者又は共同決済機関への買受代金の支払い状況が不良であると認められるとき。

2 前項の整備勧告を受けた者は、その日から起算して1月以内に理由書を付して、事業計画書を市長に提出しなければならない。

3 整備勧告を受けた者が、勧告による期間内にこれに必ず整備を行わないとき、若しくは整備を行えないことについて正当な理由が認められないときは、承認の取消し等の措置を講ずる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、仲卸しの業務の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に条例第19条第1項の承認を受けて仲卸業者となっている者は、この要綱の規定により仲卸業者として承認された者とみなす。